

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、越前市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(平19条例5・平20条例25・一部改正)

(委員)

第3条 審議会は、委員9人をもって組織し、その委員は、越前市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を処理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平27条例3・旧第7条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(審議会招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、市長の諮問に応じ最初に開催する会議の招集は、市長がこれを行う。

附 則(平成18年6月20日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日条例第5号)抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月18日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日(平成20年9月1日)から適用する。

附 則(平成27年3月23日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。